

一般社団法人島本町シルバー人材センター会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人島本町シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 会員が納入する会費の額は、次に定める額とする。

- (1) 正会員 年額 2,000円
- (2) 特別会員 年額 2,000円
- (3) 賛助会員 1口 1,000円

2 年度の途中で入会した者の会費は、次のとおりとする。

- (1) 年度の途中で入会した者の会費については、前項のとおりとする。
- (2) 前号であっても、2月及び3月に入会した者の当該年度の会費は全額免除とする。

3 年度の途中で会員の資格を喪失した者の会費は、これを返却しない。

(会費の納入)

第3条 前条の会費は、毎年4月末日までに、当該年度分をセンター事務局に一括納入するものとする。ただし、年度の途中で会員となった者については、入会時に納入するものとする。

(規程の改廃)

第4条 この規程の額の引上げ又は廃止は、総会において決定するものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会で定める。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年7月10日から施行する。

この規程は、令和元年5月31日から施行し、平成31年4月1日から適用とする。